

別記第1号様式（意見募集要領）

第3次鴨川市基本構想（原案）についての意見を募集します。

【政策案について】

本市における現行の総合計画は令和7年度をもってその計画期間が終了することから、今後のまちづくりの指針として、令和8年度を初年度とする第3次鴨川市総合計画の策定を進めています。

この総合計画のうち、第3次鴨川市基本構想は、まちづくりの基本理念や本市の目指す将来都市像など、今後のまちづくりに関する基本的な事項を定めるものです。

【意見を提出することができる方】

- 1 市内に在住、在勤、又は在学されている方
- 2 市内に事務所又は事業所がある個人、法人その他の団体
- 3 募集している事案に利害関係がある方

【公表するもの】

- 1 第3次鴨川市基本構想（原案）
- 2 【参考資料】第3次鴨川市基本構想（原案）概要版

【案などの公表】

- 1 鴨川市役所1階の市政情報コーナーで閲覧できます。
- 2 鴨川市役所3階の企画政策課で閲覧できます。
- 3 市のホームページで閲覧できます。

【意見募集期間】

令和7年10月1日（水）から令和7年10月30日（木）まで

【意見の提出方法】

案に対するご意見、住所・氏名（法人の場合は名称・所在地）を明記して、次の方法により提出してください。

- ① 窓口への文書の提出
鴨川市役所3階の企画政策課へ提出してください。
- ② 郵便での提出
〒296-8601 鴨川市企画政策課あて送付してください。（最終日の消印まで有効）
- ③ ファクシミリでの提出
FAX 番号：04-7093-7851 に送信してください。
- ④ 電子メール
アドレス iken002@city.kamogawa.lg.jp に送信してください。
- ⑤ オンラインでの提出（LoGo フォーム）

QR コード



アドレス

<https://logoform.jp/form/WzTS/1245721> にアクセスし、回答してください。

【実施担当課／問い合わせ先】

鴨川市企画政策課企画係 電話番号 04-7093-7828

【ご注意とお願い】

- 1 いただいたご意見は、決定の参考とさせていただくとともに、取りまとめて市の意見

を付して公表します。(ただし、個人情報などは公表しません。)

- 2 電話によるご意見の受付や、ご意見をいただいた方に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。